

平成29年12月15日

報道関係各位

再就職等規制違反行為に関する件について

(独立行政法人からの出向者が復職に当たって当該法人からの指示により職員公募の試験に応募・受験した件)

平成29年3月、独立行政法人（国立研究開発法人）からの出向者（任期2年間）である原子力規制委員会職員（30代、長官官房、課長補佐級）が復職するに際し、出身母体の指示に従い、職員公募の採用試験に応募し、その後受験した行為について、原子力規制委員会は、在職中の求職活動の疑いを調査しました。

調査の結果、当該職員は求職活動との認識がほとんど皆無であり、出身母体から本来復職後に行えば足りる任期制常勤職員（博士研究員）の職員公募の試験に応募・受験するよう指示され、これに従い、履歴書等を送付したことが、国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第106条の3に規定する在職中の求職規制に係る行為と言わざるを得ないと結論付けたことから、再就職等監視委員会に報告を行いました。

原子力規制委員会は、当該職員に対して業務上の注意を行うとともに、原子力規制庁人事課において、出向者の復職に当たって出身母体との緊密な連携や、職員に対する再就職等規制の周知徹底により、人事交流に当たっての適切な業務管理を徹底させ、再発防止を図ります。

<事案の概要>

職員は、出身母体である独立行政法人（国立研究開発法人）に、平成26年5月に任期制短時間勤務職員（非常勤の研究員）として雇用され、平成28年4月から2年間の任期で、原子力規制委員会に出向を命じられた（法律に基づく手続きを経て原子力規制委員会に採用）。その後、原子力規制委員会と出身母体との間で、任期終了前に復職させることが決定されていた。

出身母体では、任期制短時間勤務職員（非常勤の研究員）から任期制常勤職員（博士研究員）へ昇進させるに当たっては、職員公募の試験に応募・受験することを通例としている。当該職員は、復職のための書類提出を行っていた平成29年3月に、出身母体からの指示により、任期制常勤職員（博士研究員）の採用試験に応募し、その後受験した。

非常勤職員から常勤職員となるための試験は、本来復職後に行えば足りるものであったが、出向者が復職する前に出身母体が応募・受験を指示したことは不適切なものであり、当該職員がこの指示に従い、履歴書等を送付したことが、法第106条の3に規定する求職規制に違反する行為と言わざるを得ない。

<再発防止に向けて>

原子力規制委員会は、当該職員に対して業務上の注意を行うとともに、原子力規制庁人事課において、出向者の復職に当たって出身母体との緊密な連携や、職員に対する再就職等規制の周知徹底により、人事交流に当たっての適切な業務管理を徹底させ、再発防止を図ります。

以上

<問い合わせ先>

原子力規制委員会

原子力規制庁長官官房

人事課長 森下 泰

電話：080-9029-3266（人事課）

国家公務員法(昭和22年法律第120号)【抄】

(在職中の求職の規制)

第106条の3 職員は、利害関係企業等(営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

②～⑤ (略)

(任命権者による調査)

第106条の17 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② (略)

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。